

業務名：町民税

◎個人町民税とは

個人町民税は、その年の1月1日に住んでいる市町村に対して納める税金で、均等割と所得割に区分されます。均等割は所得の多少にかかわらず等しく負担するもので、所得割は所得額に応じて負担するものです。

○税額の計算方法

- ・ 均等割 【令和6年度から】年額4,000円（町民税3,000円、県民税1,000円）
【令和5年度まで】年額5,000円（町民税3,500円、県民税1,500円）
※令和6年度から、森林環境税（国税）が課税されます。町・県民税均等割と併せて、1人年額1,000円が徴収されます。
- ・ 所得割 $(\text{所得金額} - \text{所得控除}) \times \text{税率} - \text{税額控除等} = \text{所得割額}$

○住民税が課税されない方

（均等割も所得割もかからない方）

- ・ 生活保護法による生活援助を受けている方
- ・ 障害者、未成年者、寡婦または寡夫で前年の合計所得額が125万円＋10万円以下の方
※給与所得者の場合、年収204万4千円未満

（均等割がかからない方）

- ・ 前年の合計所得金額が次の計算で求めた額以下の方
 $\text{所得金額} \leq 28 \text{万円} \times (\text{本人、控除対象配偶者、扶養親族の合計人数}) + 16 \text{万} 8 \text{千円} + 10 \text{万円}$ （注）

（所得割がかからない方）

- ・ 前年の総所得金額が次の計算で求めた額以下の方
 $\text{所得金額} \leq 35 \text{万円} \times (\text{本人、控除対象配偶者、扶養親族の合計人数}) + 32 \text{万円} + 10 \text{万円}$ （注）

（注）控除対象配偶者や扶養親族のない方には、16万8千円及び32万円の加算はありません。

○申告について

住民税は、前年の所得に対してその翌年に課税されます。前年中に所得のあった方は、その年の1月1日現在の市町村へ3月15日までに所得の申告をしてください。ただし、税務署への確定申告を済ませた方は、この申告は必要ありません。また、サラリーマンなどの給与所得者は通常申告をする必要はありませんが、次のような方は申告が必要です。

- ・ その年の給与収入が2,000万円を超える人
- ・ 勤務先から給与支払報告書の提出がなかった人
- ・ 給与所得以外の所得がある人
- ・ 2ヶ所以上から給与を受けている人。ただし、前職分を合算して年末調整を受けた人は必要ありません。
- ・ 前年中に退職した人 など

○納税の方法

普通徴収	自営業の方などは、町から送付される納税通知書により年４回に分けて金融機関などで納めます。このように個人で納めていただくことを「普通徴収」といいます。
特別徴収	給与所得者は、１年間の税額を６月から翌年５月までの１２回、毎月の給与から差引き事業所が本人に代わり納付します。このように給与から差引いて会社が納めることを「特別徴収」といいます。

◎法人町民税とは

町内に事務所、事業所などを持つ法人に課税されるもので、個人町民税と同様に「均等割」と法人の所得に応じて課税される「法人税割」とがあります。

○税率

- ・法人税割

令和元年10月1日以後に開始する事業年度の税率	6. 0%
平成26年10月1日以後に開始する事業年度の税率	9. 7%
平成26年9月30日以前に開始する事業年度の税率	12. 3%

・均等割

資 本 金	従業員数	税 額
1千万円以下	50人以下	50,000円
1千万円以下	50人超	120,000円
1千万円を超え1億円以下	50人以下	130,000円
1千万円を超え1億円以下	50人超	150,000円
1億円を超え10億円以下	50人以下	160,000円
1億円を超え10億円以下	50人超	400,000円
10億円を超え50億円以下	50人以下	410,000円
10億円を超え50億円以下	50人超	1,750,000円
50億円を超えるもの	50人超	3,000,000円